

令和2年6月25日

保護者のみなさまへ

茨城県立水戸桜ノ牧高等学校長 益子 雄行

6月29日以降の生徒の出欠の対応について（お知らせ）

梅雨の候 保護者のみなさまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

本校では6月8日（月）より通常登校とし学校を再開いたしました。お子様、教職員全員が新しい生活様式の下、感染症対策を行い、学校生活を送っております。

学校再開時の生徒の出欠に関しては6月4日付けで保護者のみなさまにご連絡したところですが、6月17日に県より学校再開ガイドライン内容の変更について通知があり、生徒の出欠の取り扱いについて一部を変更することといたしましたのでご連絡いたします。

なお、今後の状況により対応が変更になる場合がございます。その際には、改めてご連絡いたします。

記

1 6月29日（月）以降の生徒の健康管理及び出欠の取扱いについて

（1）生徒に新型コロナウイルス感染が確認された場合は、出席停止とし、その期間は保健所などの指示を受けることとなります。

また、発熱等の風邪の症状があり、新型コロナウイルス感染症に感染している恐れがある場合については、出席停止扱いとします。その際は、後日、所定の届（登校許可願）の提出をお願いいたします。

（2）医療的なケアを必要とするお子様や、基礎疾患のあるお子様について

感染のリスクについて合理的な理由があると学校長が認める場合は、出席停止といたしますので、学校にご相談下さい。

（3）お子様の家族について

同居のご家族に感染者がいる場合は出席停止とします。出席停止の期間については家族の感染の状況等を把握し、保健所の指示を受けて決定いたします。